

# ○一関工業高等専門学校における政府調達相談担当者の指定に関する規則

(平成18年3月3日制定)

(目的)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校における政府調達相談担当者（独立行政法人国立高等専門学校機構政府調達事務取扱規則第14条の職員をいう。）の事務を処理させる職員を指定し、政府調達に係る情報の提供、相談の受付、苦情の処理等の事務を適正に行うことを目的とする。

(職位の指定)

第2条 政府調達相談担当者として指定する職位並びにその事務の範囲は、別表のとおりとする。  
2 前項の職位にある者に対する任命の通知（異動による交替の場合を含む。）は、別紙様式の政府調達相談担当者任命簿に記名押印させることによって、これに代えるものとする。

附 則

この規則は、平成18年3月3日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政府調達相談担当者として指定する職位	事 務 の 範 囲
総務課長	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第4条第1項に規定する特定調達契約その他の調達契約（以下「政府調達」という。）に関し、情報の提供、相談の受付、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）第10条に規定する苦情その他の政府調達に係る苦情の処理等

別紙様式 (第2条関係)

一関工業高等専門学校政府調達相談担当者

一関工業高等専門学校長

確 認	異動年月日	新職位氏名	旧職位氏名
㊟		㊟	㊟